

仕 様 書

- 1 本仕様書は、南区内道路除草その他業務（単価契約）に適用するものである。
- 2 施工区域は南区内一円とし、発注者からの指示により実施するものとする。
指示書の交付を受けた時は、履行期限内に作業を完了させるものとする。
- 3 本業務は、要望等に対してすみやかに道路除草を行うものであり、契約数量を保障するものではない。
- 4 業務着手時には現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
- 5 除草は、繁茂している雑草を草刈機、その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。
- 6 道路附属物や樹木等に絡みついた草、枯草についても、丁寧に取り除くこと。
- 7 除草後、刈り取った草や枯草はすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
- 8 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 9 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう、十分配慮すること。
- 10 機械除草の作業時には、飛び石防護を必ず行い、既存の道路附属物等や一般車両及び沿線の家屋等を破損させることのないよう注意すること。また、万が一破損させた場合は、受注者の責任において誠実に対応し補修等を行うこと。
- 11 除草完了後は、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 伐採、せん定における幹周の計測については、対象樹木の根元の地表面から高さ 1.2m の位置で計測すること。
- 13 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出处分状況についても写真を提出すること。
- 14 刈り取った草や枯草の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 15 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

業 務 説 明 特 記 事 項

業務名	南区内道路除草その他業務（単価契約）
1. 委託期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。 2. 現場責任者を1名配置し、必ず連絡のとれるようにすること。また、1日1回朝、指示書を確認のうえ、本市監督員と協議し対応すること。 3. 本業務において緊急の工事が生じた場合は、即対応できる体制をとること。（土、日、祝祭日、夜間を含む） 4. 使用する材料は、本市監督員と協議の上、決定すること。 5. 地元においての要望、苦情等や現場に不明な点が生じた場合は、直ちに本市監督員に連絡し、協議の上、処理対応すること。 6. 落札業者は、直ちに本市監督員と提出書類等の様式について協議すること。 7. 本業務の施行は、本市監督員の指示により直ちに施行すること。 8. 安全管理、現場管理には、細心の注意を払い、事故のないようにすること。 9. 残土、資材等は道路上に放置しないこと。 10. 地元には、監督員の代理として折衝し、誠意のある対応をすること。	

位置图

